

無年金救済で今月末から書類発送 加入10年以上 の64万人対象

東京新聞 2017年2月26日

無年金の人の救済策として公的年金を受け取るのに必要な加入期間（受給資格期間）が8月から短縮されるのに合わせ、日本年金機構は、資格を新たに得る人に手続き書類の発送を今月末から始める。

関係する法律が昨年11月に成立し、受給資格期間が25年から10年に短縮されることが決まった。対象は、10年以上25年未満の加入期間がある65歳以上の人など約64万人。

送られてくる書類は、加入者が年金機構に支払いを求める「年金請求書」。これに振込先の金融機関の口座などを記入し、必要に応じて住民票などの書類を添えて、市区町村の国民年金窓口や年金事務所などに提出する。

(共同)

年金のプロが解説。今度の「最低10年加入」 改正で年金が増える人

ライフ 2017.02.23

昨年11月に成立した改正年金機能強化法により、年金保険料を納めた最低の期間がこれまでの25年から10年に短縮されたことは、先日掲載の記事「年金が『最低10年加入』に短縮へ。専門家が分析した衝撃の受給額」でお伝えしたとおりですが、いよいよ今年9月分からその支給が始まります。無料メルマガ『年金アドバイザーが教える！楽しく学ぶ公的年金講座』では、著者のhirokiさんが「10年短縮による加給年金と振替加算で更に年金が増額する」というケースについて、事例を上げつつわかりやすく解説しています。

8月から年金受給資格が10年に短縮して、加給年金や振替加算も付いてくる人の留意点。今話題沸騰中ではありますが、今年8月から10年以上加入期間があれば老齢の年金が貰えるようになります。従来は年金加入期間…というか保険料を納めた期間が、全体で原則として25年以上ないと1円も年金は貰えない構造でした。

保険料納付済期間+保険料免除期間+カラ期間 \geq 25年でなければならなかった。この25年の部分が今年8月1日から10年に短縮され、今まで無年金だった人は9月分から支給されます。

● 諦めるなかれ。年金を25年納めなくても貰える「カラ期間」とは

現在65歳になっても25年に足りていなくて、今回の10年短縮により無年金者が約64万人救済される事になります。

● 年金が「最低10年加入」に短縮へ。専門家が分析した衝撃の受給額

まあ、この事は過去記事や、ネットニュースなどにも自分の記事が拡散してるので、今回は10年短縮による加給年金と振替加算で更に年金増額という場合で話をしたいと思います(^^;;

というわけで事例。

1.昭和28年5月12日生まれの男性（今は63歳）

年金記録は 20 歳から 60 歳までの間に厚生年金 21 年と国民年金 1 年のみ。このまま年金記録が変わらないとして、とりあえず老齢厚生年金額は 50 万円とします。老齢基礎年金は 77 万 9,300 円 ÷ 480 ヶ月 × 264 ヶ月 (22 年分) = 42 万 8,615 円。

65 歳以降の年金総額は 92 万 8,615 円 (月額 7 万 7,384 円)。

また、昭和 31 年 12 月 5 日生まれ (今 60 歳) の妻あり。妻の年金記録はカラ期間 3 年 (海外在住で国民年金には加入しなかった) とサラリーマンである夫の配偶者としての国民年金加入期間 (第 3 号被保険者) 9 年のみ。妻はこのままだったら一生無年金者だったが、8 月から 10 年に短縮されるから 65 歳になると 9 年分の老齢基礎年金が支給される。カラ期間は期間に算入するだけで、年金額には反映しない。

妻の老齢基礎年金は 77 万 9,300 円 ÷ 480 ヶ月 × 108 ヶ月 = 17 万 5,343 円 (月額 1 万 4,611 円)

また、この男性が本来の年金支給開始年齢である 61 歳までに全体で 25 年以上あれば 61 歳からまず厚生年金 (報酬に比例する年金) が支給されていました。

※ 厚生年金支給開始年齢 (日本年金機構)

<参考>

もしこの男性に 22 年以上の厚生年金期間、または厚生年金期間と共済組合期間合わせて 22 年以上あれば年金の受給資格を特例として獲得していた。

● 25 年無くても特例的に年金貰える人達 (被用者年金短縮特例参考記事)

しかし、25 年無いから年金は支払われていませんでしたが、今年 8 月から 10 年に短縮されるから 9 月分から厚生年金が発生する。

平成 29 年 8 月時点でこの人は 64 歳 4 ヶ月。ここで老齢厚生年金 50 万円 (月額 4 万 1,666 円) が発生し、まず 9 月分の 1 ヶ月分 (4 万 1,666 円) が 10 月 15 日に振り込み。その後は偶数月に 4 万 1,666 円 × 2 ヶ月 = 8 万 3,332 円。

そして、平成 30 年 5 月に 65 歳を迎えるとその翌月分から老齢基礎年金 42 万 8,615 円 (年額) が発生する。

しかし、この男性は厚生年金期間が 20 年以上あり、65 歳未満の生計維持している妻がいるので更に配偶者加給年金 39 万 100 円 (平成 28 年度価格) が老齢厚生年金に加算されるようになる為に年金額が増加。

● 年金でいう生計維持って何? (参考記事)

よって、老齢厚生年金 50 万円 + 配偶者加給年金 39 万 100 円 + 老齢基礎年金 42 万 8,615 円 = 131 万 8,715 円 (月額 10 万 9,892 円)。

年金は偶数月に前 2 ヶ月分支払うから、偶数月支払額は 10 万 9,892 円 × 2 ヶ月 = 21 万 9,784 円。

そして、妻が 65 歳になる平成 33 年 12 月の翌月から、夫の配偶者加給年金 39 万 100 円（月額 3 万 2,508 円）は消滅する。だから、夫の年金額が平成 34 年 2 月支払い年金額から変化してくる。年金額が変わる 2 月の 7 日～10 日あたりに支給額変更通知書と振込通知書が送られてくる。

2 月 15 日支払いは 12 月分（月額 10 万 9,892 円）と 1 月分（加給年金 3 万 2,508 円マイナスの月額 7 万 7,384 円）だから、合計額は 18 万 7,276 円。で、4 月 15 日以降の偶数月支払額は月額 7 万 7,384 円×2 ヶ月＝15 万 4,768 円となる。

また、妻にはこの 2 月時（年金の処理上、初回支払いはほぼ 3 月 15 日支払いになります）に 1 月分の初回支払いが開始されるので、妻には老齢基礎年金 17 万 5,343 円（月額 1 万 4,611 円）が支給開始となると同時に、振替加算 4 万 4,900 円（平成 28 年度価格）が加算されて年金年額は 22 万 243 円（月額 1 万 8,353 円）になります。

● 加給年金額と振替加算額（日本年金機構）

妻は偶数月に 1 万 8,353 円×2 ヶ月＝3 万 6,706 円の支給。

というわけで、平成 29 年 8 月以降は 25 年以上から 10 年以上に短縮されて、仮に厚生年金期間や共済組合期間、もしくは厚生年金期間と共済組合期間合わせて 20 年以上あると配偶者加給年金や振替加算の年金も付いてくる人もいますのでご注意ください。

なお、10 年短縮年金により新たに年金受給者となる人には、2 月下旬から 7 月にかけて生年月日順で 5 回に分けて年金請求書が発送されます。

● 10 年年金請求書送付スケジュール等（厚生労働省）

年金請求書が届いたら、年金請求は 8 月前に事前請求して構いません。なお、戸籍謄本や住民票などの公的書類は 3 月 1 日以降で年金請求日の 6 ヶ月以内のものが有効となります。

ちなみに今回の記事のように配偶者加給年金や振替加算の対象になるような人は、年金請求時に戸籍謄本、世帯全員の住民票、所得証明書を提出してください（マイナンバーが年金にも適用されるようにはなりませんがまだこれら 3 つの書類は今のところ提出が必要。ただし、戸籍謄本はマイナンバー対象外）。

戸籍謄本、世帯全員の住民票、所得証明書を出すと、7 月以降から「生計維持関係現況届の提出のお願い」と合わせて、「生計維持関係現況届」というのが送付されてくるので現況届の提出の上で加給年金や振替加算の加算が開始になります。

なお、8 月 1 日より後に 65 歳になって加給年金が発生する人は 65 歳誕生月の初旬あたりに生計維持申立書が送付されてくるので、誕生月末までに提出が必要（これは従来と変わらず）。

そして、加給年金を貰い続ける場合は毎年誕生月に送られてくる生計維持確認届というハガキタイプのを出す必要があります。生計維持が続いているか確認するため。これを出さ

ないと加給年金が一旦差し止められてしまうので注意。

振替加算については、一旦加算されれば余程のことがない限り一生付くものなので一度加算されたら原則として何も手続きは要りません。

高齢者「75歳以上」は妥当？ 社会保障の見直し懸念 多様な働き方実現を

＝2017/02/23 付 西日本新聞朝刊＝

慣例的に65歳以上とされている高齢者の定義を、75歳以上に引き上げてはどうか。日本老年学会などが先月行った提言は、元気な高齢者に社会の支え手になってもらわなければ、超高齢社会を乗り切れないという考えが根底にある。提言が実現すれば、社会保障や雇用制度にも大きく影響するが、定義見直しは妥当なのか。

読者に意見を募ったところ、高齢の読者からは、定年延長や年金の支給開始年齢引き上げなど、制度の見直しにつながることへの懸念が相次いだ。

「65歳からの人生を自由に生きる権利を下さい」。長崎県佐世保市の男性会社員（64）は定年を控え、「まだまだ仕事はやれると思うが、残りの人生を会社や仕事に縛られずに生きていきたい」と訴える。福岡市城南区の高木みち子さん（69）は60歳を過ぎて、白内障や難聴、膝痛などを患い、心身の衰えを痛感。夫は67歳で病死した。高齢者を一律に75歳以上とし、介護・医療のサービスが縮小されることを不安視する。

一方、60歳で定年後、民生児童委員を12年間務めたという福岡県小郡市の富山信子さん（73）は、制度の見直しには反対だが、元気な高齢者も多いため定義の見直しには賛成だ。「65歳からは准高齢者として、年金をもらいながら地域のボランティアや賃金のない仕事をすればいい」と提案する。

若い世代はどう受け止めているのか。西日本新聞のインターンシップ企画「記者講座」に参加した大学生ら18人が、街頭で同世代の声を聞いた。

「70歳を過ぎた祖父母は元気に働いている」（19歳）「自分が65歳になったとき、高齢者扱いされるのが嫌」（23歳）など、定義見直しに賛成意見が多い。父親が60歳で定年退職後、再就職したという高校生は「見た目は50代と変わらないのに、勤務日数も給料も半減され、困っている」と訴えた。

一方、大学生（20）は「75歳まで企業で働かれると若い世代の就職が難しくなるかもしれない」と反対。「高齢者の定義が75歳以上になっても問題ない。自分たちが年金ももらえる保証はなく、ずっと働く覚悟はできている」（22歳）という冷めた見方もあった。

定義見直しには賛否両論あるが、希望すれば65歳以上でも働ける環境整備を求める意見は根強い。

福岡県大牟田市で介護施設を展開する有限会社「うえだ」は定年がない。2004年の

創業時に40代以下の人材を確保できなかったため、数年後、60歳定年を撤廃した。現在、社員41人中60歳以上が23人。最年長は非常勤の75歳だ。

久富マサ子さん(74)は68歳から同社で働き始めて6年。週3~4日、1日4~6時間働く。同世代か少し年上の入所者たちの食事や排せつの介助などを担う。「仕事が好き」と体が動く限り働くつもりだ。

同社は勤務時間が7パターンあり、新しい知識や技術を学べるよう研修にも力を入れている。代表の植田尚子さん(64)は「高齢者の力を生かすには、受け入れる側の管理能力や柔軟性が問われる」と強調する。

高齢者の定義を見直さずとも、年金などのセーフティネットを保障しつつ、多様な働き方を認めることで社会の支え手は確保できる。今回の提言は、社会保障費削減ありきではなく、年齢にとらわれない多様な社会参加を実現するにはどうしたらいいのか、社会全体で考えるきっかけにしたい。

× ×

【ワードBOX】高齢者の定義

世界保健機関(WHO)は高齢者の定義について「多くの先進国では、定年となる60歳か65歳が高齢者の始まりとみなされている」とする。日本では、介護保険や年金など65歳以上を対象とする社会保障制度が多く、慣例的に高齢者は65歳以上としている。日本老年学会などは、10年前に比べ心身機能が5~10歳は若返っているなどとして、高齢者の定義を75歳以上に見直すよう提言。65~74歳は「准高齢者」として、仕事やボランティアなど社会参加しながら、高齢期に備える時期としている。

年金にも所得税がかかる？ 確定申告は必要？ 知っておきたい年金と税金の関係

取材・文／竹内太郎

【SUUMO 介護】2017年02月24日(金)

現役を引退して年金生活に入れば、税金を納めることもなくなる——こんな風に思っている方も少なくないのでは。でも、この認識は正しくありません。

基本的に、年金は所得税の対象になります。ただし、受け取る年金の種類や額面、年齢によって税金のかかり方が変わってくるため、結果として非課税になる場合もあります。さらに、受け取る年金に税金がかかる場合でも、自身の申告で税額を抑えられるケースもあるのです。

そこで今回は、年金と税金に関するチェックポイントを挙げて解説していきます。

まずは、もらう年金が課税対象かどうか確認を

国民には、所得に応じた額の所得税を納めることが義務付けられています。そして、老後に受け取る老齢年金などは、税法上の「雑所得」に分類され、基本的には所得税の課税対象になります。

「ただし、年金には、受給者の生活を支えるという重要な役割があります。このため、給与所得や不動産所得などにかかる所得税に比べて、負担が軽くなるような仕組みになっています。受け取る年金の種類や年齢、額によっては非課税になることもあるので、まずは下表を参考に、自分の場合はどうなのかを確認してみてください」（山田さん、以下同）

自分の年金が課税対象か確認しよう

「扶養親族等申告書」で天引き額を減らす

公的年金等の年間受給額が、65歳未満の人で108万円以上に、65歳以上の人で158万円以上になる場合は、所得税の課税対象になります。この場合、受給時には所得税と復興特別所得税が自動的に差し引かれることとなります。

所得税が差し引かれることを源泉徴収といいます。源泉徴収額は年金を支給する側が計算します。計算の際に参照されるのが、毎年秋ごろに年金受給者のもとに届けられる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（下図）です。

年に一度送られてくる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

初めて年金を受給する際には、年金請求書のなかに「扶養親族等申告書」の記入欄が含まれています。年金請求書を提出した後、源泉徴収の対象となる人には、毎年、上のような用紙が送られてきます

『扶養親族等申告書』は源泉徴収額の算出に使われるので、扶養家族の有無にかかわらず、必要事項を記入して返送するのが基本です。特に扶養家族がいる場合、源泉徴収額が少なくなると年金の手取り額が増えるので、ぜひ提出しましょう」

なお、扶養親族に該当するのは、所得の見積額が38万円以下の家族となっていますが、この金額には注意が必要です。ここでいう所得の見積額とは、税法上の課税所得額のことを指すからです。

例えば、夫が年金受給者本人で、妻が年間の給与103万円のパート勤務という場合。以下のような計算になり、妻は控除対象の配偶者になります。

よく、共働き家庭の節税術で話題になる「年収103万円の壁」は、年金を受け取る際にも影響するのです。

扶養家族がいるのに扶養親族等申告書を提出しなかった場合、受け取る年金からは、本来より多い額の税金が差し引かれてしまいますが、差額は確定申告すれば取り戻せます。確定申告については以降で説明しますが、不要なケースもあります。本来必要ない人にとっては余計な手間が増えることとなりますから、扶養親族等申告書は毎年提出するよう心がけましょう。

確定申告すべきかどうかは人によって異なる

確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得に対してかかる所得税額を計算して確定させ、納付するための手続きのことです。具体的には、2月中旬から3月中旬までの間に、前年の所得に関する確定申告書を作成して税務署に提出することを指します。

確定申告書に間違いがなければ、この内容に基づいて払い過ぎた税金が戻ってきたり、不足分を納付することになったりするわけです。ただし、確定申告は、すべての国民に義務付けられているわけではありません。例えば年末調整がある会社員の大半は、確定申告が不要です。

つまり、確定申告には、法律上、義務付けられるケースと、しなくてもいいケースがあるのです。さらに、確定申告しなくていいとされる場合でも、申告によって納め過ぎた税金が戻ってくる「したほうがいいケース」もあります。これは、年金をもらう人にもあてはまる話です。

以降では、公的年金等をもらう人を対象に、確定申告が「必要なケース」「不要なケース」「したほうがいいケース」に分けて紹介していきます。

確定申告が必要なケース

ここでは、公的年金等を受給する場合を想定して、確定申告が義務付けられる条件を紹介します。「2カ所以上から給与をもらっている場合」「住宅ローン控除を受ける初年度」など、公的年金等とは別の事由で確定申告が必要になるケースもあるので、詳しくは税務署に問い合わせてください。

●公的年金等の年間受給額が400万円を超える場合

例えば国と厚生年金基金など、2カ所以上から年金をもらっている場合は、合計額で考えます。

●公的年金等以外の年間所得金額が20万円を超える場合

再就職した場合の給与所得や自営業者の事業所得、賃貸アパート経営などによる不動産所得などが対象です。税法上、認められる控除額や経費を差し引いた所得金額合計でみます。

確定申告が不要なケース

上で紹介した確定申告が必要となる2つの条件のいずれにも該当しない場合（公的年金等の年間受給額が400万円以下で、公的年金等以外の年間所得額が20万円以下の場合）は、確定申告の必要がありません。ただし、源泉徴収されたうえで年金を受け取っている人は、確定申告によってお金が戻ってくる可能性があります。

確定申告したほうがいいケース

源泉徴収されたうえで年金を受け取っている場合、所得税額を低くできる要素があれば、確定申告によってお金が戻ってきます。以下で、主なものを紹介します。

●医療費が10万円を超えた場合

年間の医療費のうち、自己負担分が10万円を超えた場合は、超えた分を所得金額から差し

引くことができます（所得 200 万円未満の場合は、10 万円の代わりに所得の 5%が基準）。

●寄付をしている場合

災害募金などで寄付をしている場合、寄付金額（全額または一部）を所得額から差し引けます。

●社会保険料を口座振替で納めている場合

社会保険料は、原則として年金から天引きされる特別徴収によって納めることとなりますが、口座振替など普通徴収の形で納めている場合、普通徴収分を所得額から差し引けます。また、配偶者や親、子どもなど扶養親族の社会保険料を納めている場合も同様です。

●扶養家族がいて、扶養親族等申告書を提出していない場合

先述しましたが、扶養家族がいるのに扶養親族等申告書を提出していない場合は、余計に源泉徴収されて年金を受け取っていることになるため、確定申告で差額を払い戻してもらえます。

●住宅にかかわる借り入れがある場合

住まいの購入や増改築などのために融資を受けていて、住宅借入金等特別控除を適用できる場合は、所得税額を減らせます。

自分の状況を正しく把握して適切な対応を

場合によっては、確定申告することで、さらに税金を払う必要がでることもありますが、だからといって放置するのはおすすりできません。マイナンバー制度が導入されたことで、税務署が確定申告義務のある人を正確に把握できるようになってきているからです。

税務署から「確定申告義務を無視し、本来納めるべき税金を故意に払っていない」とみなされると、納付が遅れた分の利子や罰金を科せられることもあるのです。

年金制度だけでもややこしいのに、さらにややこしい税金まで絡むと敬遠したくなりますが、放っておくと損になってしまうこともあるので、きちんと調べて対処しましょう。